

**学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに
幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案
に対する意見公募手続（パブリック・コメント）の実施について**

平成29年2月14日
初等中等教育局教育課程課

文部科学省では、平成28年12月21日に中央教育審議会より答申された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」等を受け、学校教育法施行規則の一部改正並びに幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリック・コメント（意見募集）を行います。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【1. 案の具体的内容】

→別紙参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから
(電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成29年3月15日（水）必着（郵便についても期限内必着）
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課 宛

FAX番号：03-6734-4900

電子メールアドレス：shidouyouryou@mext.go.jp

（判別のため、件名は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」、「幼稚園教育要領案について」、「小学校学習指導要領案について」、「中学校学習指導要領案について」のいずれかとしてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。）

【3. 意見提出様式】

・件名：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について」、「幼稚園教育要領案について」、「小学校学習指導要領案について」、「中学校学習指導要領案について」のいずれかを明記して下さい。

・氏名：法人又は団体の場合はその名称。

・性別、年齢：法人又は団体の場合は記入不要。

・職業：在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記入。法人又は団体の場合は「団体」と記入。

・住所：法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地を記入。

・電話番号

・意見：御意見が1000字を超える場合、その要旨を記載してください。

※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点ごとに別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教育課程課）